

締約国に関する情報
S L

シエラレオネ
一般情報

附属書 B 1
S L

国内官庁の名称	Administrator and Registrar General's Department (Sierra Leone) (行政登録長官部 (シエラレオネ))
所在地及び郵便のあて名	Roxy Building, Walpole Street, Freetown, Sierra Leone
電話番号	(232-76) 612 437
電子メール	elizaasaccoh@yahoo.com
インターネット	—
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はEMSの配達サービスを条件とする。
シエラレオネの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、ARIPO事務局又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)
シエラレオネが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護：行政登録長官部 (シエラレオネ) (国内段階参照) ARIPO保護：ARIPO事務局 (国内段階参照)
シエラレオネを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許, 実用新案 ARIPO：特許, 実用新案 (実用新案は、ARIPO特許に代えて又は追加して求めることができる)
国際型調査に関するシエラレオネの規定	2012年特許意匠法第19条
国際公開に基づく仮保護	国内特許を目的とする指定の場合： 特許付与前であって英語による国際公開が行われた日の後に行われた侵害行為に関して救済を求めることができる。国際公開が英語以外の言語で行われた場合には、出願人が国際公開の英語翻訳文を侵害者に送付することを条件として、侵害者が翻訳文を受領した後に行った侵害行為のみに関して救済を求めることができる (2012年特許意匠法第48条)。 ARIPO特許を目的とする指定の場合： なし

[次頁に続く]

S L

シエラレオネ (続き)

S L

シエラレオネが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報

国内保護について

シエラレオネが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期

願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。

微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?

なし

ARIPO特許については、附属書B 2のアフリカ広域知的所有権機関 (AP) を参照